

報道関係者 各位

令和3年10月18日（月）

【照会先】

新潟労働局 職業安定部 職業対策課
課長 刀根 雅人
課長補佐 梅田 昌己
地方障害者雇用担当官 柳 吉栄

（代表電話）025-288-3508（夜間電話）025-288-3543

障害者雇用の優良中小事業主認定制度「もにす認定制度」において 新潟県初の認定事業主が誕生しました！

厚生労働省では令和2年4月から「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づく「障害者雇用に関する優良な中小事業主に対する認定制度（通称 もにす認定制度）」を創設、実施しております。

このたび、新潟労働局（局長 岩瀬 信也）では、以下の企業を、新潟県で初となる「もにす認定企業」として認定しました。

なお、新潟県初の認定事業主に対して、以下の日程で認定通知書交付式を行います。

《認定事業主》 【10月18日認定】

株式会社 Wastec ENERGY

代表取締役 渡邊 雅之氏

- 所在地：上越市三ツ屋町8番3号
- 従業員数：89人（2021.6.1現在）
（障害者雇用率にかかるカウント数81.0人）
- 障害者数：15人（2021.6.1現在）
（障害者雇用率にかかるカウント数14.5人）
- 障害者雇用率：17.90%
- 事業内容：リサイクル製品製造・販売・再資源化
業務、廃棄物収集処理業務 など



2021年度

認定マーク【もにす】
企業と障害者が、明るい未来や社会の実現に向けて、共に進む
（**と**もに**す**すむ）
という思いをこめて、愛称を「もにす」と名付けられたものです。

令和3年10月27日（水）14:00に認定通知書交付式
を開催します！

《認定通知書交付式の開催について》

- 1 日時： 令和3年10月27日（水）14：00～
- 2 場所： 新潟美咲合同庁舎2号館 4階共用会議室
（新潟市中央区美咲町1-2-1）
- 3 内容： 労働局長による認定通知書授与
写真撮影

〔報道関係者の皆様へ〕

当日の取材を希望される場合は、交付式の前日までに表紙の照会先あてご連絡ください。

《もにす認定制度とは》

もにす認定制度とは、障害者雇用の促進及び雇用の安定に関する取り組みの実施状況などが優良な中小事業主を厚生労働大臣が認定する制度です。この認定制度により、認定企業が障害者雇用における身近なロールモデルとして認知されることで、地域における障害者雇用の取り組みの一層の推進が期待されます。

また、認定されると、自社の商品・サービス・広告などに「認定マーク」を表示することができ、日本政策金融公庫の低利融資対象となるほか、新潟労働局ホームページへの掲載など、周知広報の対象となるなどのメリットがあります。